

群馬大学大学院理工学府理工学基盤部門 教員公募

1. 職 名 准教授
2. 募集者名称 国立大学法人群馬大学
3. 所 属 大学院理工学府 理工学基盤部門
4. 業務内容 研 究
・ 物理（物性物理分野）
教 育
・ 大学院・学部学生に対する教育・研究指導
・ 担当授業科目
（大学院）学府共通教育科目、理工学特別演習、理工学特別実験、など
（学部専門教育）物理学基礎 I・II、基礎物理実験、振動波動、
電磁気学、統計力学、量子力学、卒業研究（課題解決セミナー、
プロジェクト参加研究）など
（教養教育）担当科目は着任時のカリキュラムに基づき決定
管理運営・社会貢献
・ 大学、理工学府、理工学基盤部門の管理運営に関する業務
・ 大学、理工学府、理工学基盤部門が進める社会貢献活動への参画・協力
5. 勤 務 地 桐生市天神町 1-5-1 桐生キャンパス
6. 募集人数 1 名
7. 採用予定日 令和 9 年 4 月 1 日（以降のなるべく早い時期）
8. 専門分野 大分類：ナノテク・材料、エネルギー、自然科学一般
小分類：応用物性、量子ビーム科学、物性基礎
9. 任 期 5 年
任期中に業績評価・審査を行い、適任となった者は任期の定めのない教員として雇用する。定年は満 65 歳の年度末とする。
10. 応募資格 次のいずれも満たす者
（1）博士の学位を持ち、大学院・学部の教育・研究指導を担当できる方。
（2）物理分野における独創的かつ先導的な研究、および学生の教育に熱意を持って取り組める方。
（3）大学、学部運營業務（入試業務、各種委員会など）に積極的に関われる方。
（4）産学官連携、国際交流および地域貢献活動等の各種業務において協調性をもち、積極的に関われる方。
11. 給 与 年俸制適用 退職手当あり
本学教職員就業規則及び 2 号年俸制適用教員給与規則に基づき、学歴・職務経験を考慮し基本給を決定
ほか通勤・住居・扶養等の諸手当及び昇給制度あり
教職員就業規則
https://www.gunma-u.ac.jp/kisoku/pdf/chap_02/sec_0220/022010.pdf
2 号年俸制適用教員給与規則

12. 就業時間 8:30~17:15 を基本として、専門業務型裁量労働制を適用
(1日7時間45分働いたものとみなす)
13. 試用期間 6か月
14. 休日・休暇 土・日、祝日法に基づく休日、年末年始(12月29日~1月3日)
年次有給休暇、特別休暇等
15. 社会保険等 文部科学省共済組合、厚生年金、雇用保険、労災保険
16. 受動喫煙防止措置の状況 敷地内禁煙(ただし、屋外指定箇所に喫煙場所設置)
17. 応募締切 令和8年9月30日(水)必着
18. 提出書類 (1) 教員個人調書(本学所定様式)
(2) 教育研究業績書(著書・学術論文の総括表を含む)(本学所定様式)
(3) 科学研究費補助金等の受給状況(本学所定様式)
(4) 主要論文5編以内の別刷りまたはコピー
(5) これまでの研究業績概要(A4版用紙2枚程度)
(6) 着任後の研究と教育に対する抱負(A4版用紙2枚程度)
(7) 参考意見を伺える方(2名)の氏名と連絡先
(8) 上記書類を一つのPDFファイルとして保存した記録媒体(USBメモリ、またはCD、DVD)
19. 書類送付先 〒376-8515 群馬県桐生市天神町1-5-1
群馬大学 大学院理工学府 理工学基盤部門 長尾 辰哉
簡易書留にて「理工学基盤部門物理分野・准教授応募書類」と朱書きのうえ、郵送願
います。なお、提出書類・記録媒体は原則として返却いたしません。
20. 選考内容 書類選考の上、書類選考通過者に対して、面接および研究・教育に関するプレゼンテー
ション審査を実施
面接等実施に伴う旅費・宿泊費等の諸経費は応募者負担
21. 問い合わせ先 群馬大学 大学院理工学府 理工学基盤部門 長尾 辰哉
電話:0277-30-1922
e-mail:nagao@gunma-u.ac.jp
理工学基盤部門 HP: <https://www.sci.st.gunma-u.ac.jp/>
22. その他
(1) 応募書類に記載された個人情報、本選考以外の目的には使用しません。
(2) 群馬大学は男女共同参画を推進しており、業績(研究業績、教育業績、社会的貢献等)及び
人物の評価において同等と認められた場合には、積極的に女性を採用します。
なお、女性研究者等に対する支援制度については、こちらをご参照ください。
(リンク先: <https://diversity.gunma-u.ac.jp/support/research/>)
(3) 若手、外国人若しくは海外経験のある日本人の採用を積極的に行います。
(4) 外国人の場合には、学内外における諸業務の遂行が可能な日本語能力を有する方。
(5) 赴任後は桐生市又はその周辺に居住される方が望ましい。